

共済組合だより広告掲載募集要項

大阪市職員共済組合では、組合員やその家族に当共済組合の実施事業について理解を深めていただくため、定期的に「共済組合だより」を発行しています。この「共済組合だより」には、有料広告ページを設けており、広く広告掲載者を募集しています。広告掲載を希望される場合は、この要項によりお申込みください。

1 媒体の概要

- (1) 名 称 「共済組合だより」(第 111 号)
- (2) 規 格 A 4
- (3) 頁 数 28 ページ (予定)
- (4) 刷 色 多色刷 (カラー)
- (5) 部 数 約 25,000 部
- (6) 発 行 令和 4 年 6 月下旬

2 広告の規格及び掲載料金

区 分	サ イ ズ	寸 法	掲 載 料 金
申込区分 A	A 4 1 ページ	縦 270 ^{mm} ×横 180 ^{mm}	12 万円 (税込)

※「掲載料金」には、広告原稿作成費は含まれていません。

3 募集枠数

4 枠

4 募集期間

令和 4 年 4 月 21 日 (木) から令和 4 年 5 月 9 日 (月) 午後 5 時 30 分まで

5 申込方法

「広告掲載申込書」を記入のうえ、募集期間内に電子メールにて当共済組合 [【kyosai@city.osaka.lg.jp】](mailto:kyosai@city.osaka.lg.jp) まで提出してください (必ず開封確認を要求すること)。

※申込みは、1 社につき 1 枠に限ります。

※電子メールによってのみ受け付けます。

6 掲載決定方法等

申込み先着順により、「大阪市職員共済組合広告掲載要綱」に基づき審査のうえ、広告掲載者を決定します。

7 広告掲載料納付期限・広告原稿提出期限

令和 4 年 5 月 23 日 (月)

8 その他 (注意事項等)

- ・ 広告原稿は、書面及びデータ (媒体) を提出してください。
- ・ 広告掲載が決定した場合、広告掲載料の納付書を送付しますので、「7 広告掲載料納付期限・広告原稿提出期限」で指定する期日までにお支払いください。

- 広告原稿の作成等にかかる一切の経費は、申込者の負担となります。
- 掲載申込の取下げは、書面により行ってください。なお、広告掲載者が決定した日以降の取下げはできません。
- 広告掲載者は、広告物の内容や掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。なお、広告の上部余白部分に「広告（広告に関する責任は広告掲載者に帰属します。）」の文言を記載します。
- 本募集要項に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当共済組合と広告主の双方で協議のうえ解決するものとします。

9 担当

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号（市役所内4階）

大阪市職員共済組合 庶務係

電話：06-6208-7581 FAX：06-6232-2746